

独立行政法人日本スポーツ振興センター理事  
公益財団法人日本スポーツ協会専務理事  
公益財団法人日本オリンピック委員会専務理事  
公益財団法人日本障がい者スポーツ協会常務理事  
各スポーツ関係団体の長 殿

スポーツ庁国際課

### 新型コロナウイルス感染症の対応について（依頼）

先般より報道にもありますとおり、中華人民共和国（以下「中国」という。）で新型コロナウイルスが発生しており、中国国内外において感染が拡大しています。

これを受けて政府としては、「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、政府としての対策を総合的かつ強力に推進することとし、情報収集に最大限の努力を払い、国民に対して引き続き迅速かつ確かな情報提供を行い、安心・安全の確保に努めております。

については、下記関連情報ホームページ及びそのリンク先により最新の情報を確認の上、安全確保に細心の注意を払っていただくようお願いいたします。なお、令和2年1月31日付閣議了解では、2月1日午前0時から当分の間、①本邦への上陸の申請日前14日以内に中国湖北省における滞在歴がある外国人②湖北省において発行された中国旅券を所持する外国人については、特段の事情がない限り、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号に該当する外国人と解することとしており、本邦に上陸することができませんので、対応の際は御留意ください。

また、本件について各加盟・登録団体に周知するとともに、令和2年1月1日から令和2年8月31日までの下記の情報を収集の上、別添様式にて当庁にも下記メールアドレス宛に御報告いただきますようお願い申し上げます。

#### 記

- 関連情報ホームページ  
(新型コロナウイルス感染症の対応について)

[http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\\_coronavirus.html](http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html)

※こちらのホームページに政府全体の情報がまとまっており、厚生労働省、外務省等が発信する最新情報もこちらから確認できます。

- 収集・報告いただきたい事項

1. 開催・実施国に関わらず、国際競技大会や国際交流、強化活動（チーム派遣・招待や国内外強化合宿）等で、新型コロナウイルスの関連で延期、開催地変更や派遣・受入の中止等になったもの
2. 今後の国際競技大会や国際交流、強化活動（チーム招待や国内強化合宿）等で、日本国内で開催・実施され中国からの入国者の参加の可能性があるもの
3. 今後の国際競技大会や国際交流、強化活動（チーム派遣や国外強化合宿）等で、中国で開催・実施され日本から参加の可能性があるもの

※1については随時、2、3については令和2年2月13日12:00までに共有をお願いします。

本件連絡先 スポーツ庁国際課企画係 電話：03-6734-3949（直通） E-mail: skokusai@mext.go.jp
--

## 【参考】出入国管理及び難民認定法

第五条 次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に上陸することができない。

一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）に定める一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（同法第七条の規定に基づき、政令で定めるところにより、同法第十九条又は第二十条の規定を準用するものに限る。）の患者（同法第八条（同法第七条において準用する場合を含む。）の規定により一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は指定感染症の患者とみなされる者を含む。）又は新感染症の所見がある者

（中略）

十四 前各号に掲げる者を除くほか、法務大臣において日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症  
に関する政府の取組について

（ 令和 2 年 1 月 31 日  
国家安全保障会議決定  
閣 議 了 解 ）

中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症について、感染が拡大している現下の状況に鑑み、政府一体となった施策を関係省庁が連携して実施することとし、その重要性に鑑み、閣議了解を行い、下記により対応する。

記

出入国管理及び難民認定法第 5 条第 1 項第 14 号の適用について

- 1 法務大臣は、当分の間、本邦への上陸の申請日前 14 日以内に中華人民共和国湖北省における滞在歴がある外国人及び同省において発行された同国旅券を所持する外国人については、特段の事情がない限り、出入国管理及び難民認定法第 5 条第 1 項第 14 号に該当する外国人であると解するものとする。
- 2 1 に基づく取扱いについては、2 月 1 日午前 0 時（日本時間）から行うものとする。ただし、同日午前 0 時（日本時間）より前に外国を出発する航空機又は船舶に搭乗し又は乗船し、同日午前 0 時（日本時間）以降に本邦に到着した航空機又は船舶に搭乗し又は乗船していた者については、対象としない。
- 3 1 の変更については、別途閣議了解を行う。

以 上